資料３

# JPEA　記者説明会

## 意見表明補足説明①

## 地域共生について

2022年8月29日

一般社団法人　太陽光発電協会

# 地域共生パート


1．JPEAビジョン

2．太陽光発電のあるべき姿

3．保安規制・自主行動原則

4．発電事業における様々な場面と目指すべき姿

5．地域との共生・共創をより強力に推進するための「これからの取り組み」

5.1 新規開発案件の「これからの取り組み」

5.2 稼働済既設案件の「これからの取り組み」

6．長期安定稼働を実現するための環境整備について

7．JPEAとしての今後の取り組み強化

（参考１）地域共創エネルギー推進委員会

①適正発電所の選別

②地域との連携

（参考２）2021年度ポジションペーパー

# 1．JPEAビジョン

JPEAは、国の第6次エネルギー基本計画の実現を視野に、以下を目指す

**「国と地域に求められるエネルギーを、地域と共に創り、地域社会との調和・共生・連携を図ることで、太陽光発電が国と地域に大きな便益をもたらす自立した主力エネルギーとなること」**

太陽光発電が自立した主力電源になるための5つのチャレンジ
～**地域との共生は主力電源の土台**であり、太陽光発電にとって最優先課題～

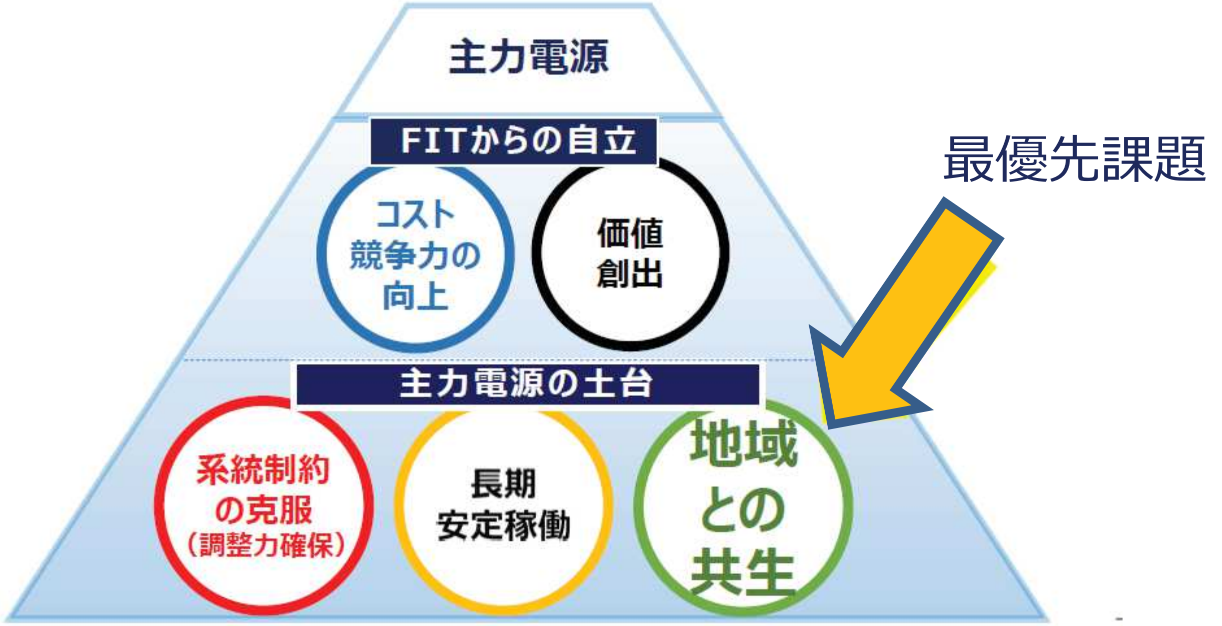

# 2．太陽光発電のあるべき姿

太陽光発電のあるべき姿とは

- 目指すべきは、厄介者扱いされることの多い太陽光発電と地域との「相容れない部分」を解消することではなく、**地域や国に裨益する太陽光発電の「あるべき姿」に戻すこと**

- 太陽光発電の「あるべき本来の姿」は、**地域・国・グローバルのそれぞれのレベルで便益をもたらす「未来への投資」**

どう取り組むか

地域との共生をより強力に推進するためには、
**【企画立案】、【設計・施工】、【運用・管理】、【撤去・処分】**
といった、発電事業の様々なステージにおいて、「あるべき本来の姿」を見据え、その実現のため、関係者がどう取り組むべきかを考える必要がある

# 3．保安規制・自主行動原則

■太陽光発電の保安規制等の厳格化と適正運用に向けて

➢電事法等の改正により、**10-50kWの小規模**の太陽光発電設備についても、基礎情報の届出や 「使用前自己確認」等の、**保安・保守の厳格化**が求められることになり、**新規に設置される太陽光発電の健全な普及が進む**と期待される。

➢JPEAとして業界関係者に対し、**改正法案の新しい保安規制の強化と、使用前自己点検の円滑な導入**に向けた啓発活動を行っていく。
既設の発電設備についても、事業者による電気事業法の技術基準の維持、並びに再エネ特措法で定める適切な事業運営の推進をはかるべく活動を進めて行く。

■発電事業者の自主的な行動宣言

➢発電事業者連絡会の名で **「地域との共生・共創」についての自主行動宣言**を出した。

➢太陽光発電の健全な普及には、基本となる以下の3つの行動理念が不可欠であり、事業の計画段階から終了まで、行動理念に基づいて行動することを宣言。

**１）安全の確保と地域に暮らす人々の安心が第一**
**２）地域に寄り添い、地域へ貢献する発電事業を心がける**
**３）社会のエネルギーインフラを担っている責任と自覚を忘れない**

# 4．発電事業における様々な場面と目指すべき姿

■発電事業実施にあたっては、様々な場面で、様々な方々と関わり合いを持つ。
企画～立案～撤去および廃棄まで、**最初から最後までお付き合いをするのは、地域の住民、自治体の方々。**

<発電事業>

全ての場面において地域との関わりがある

■そのためには、**地域住民の方々に 「望まれる、喜んでいただける」 発電所の建設、運営が必要。**

「賃料収入がある」、「雇用機会が増える」 等も重要だが、各地域の「自然、環境」に配慮した設計、売電収入の一部を地位振興や子供たちのために有効活用していただく、あるいは「自治会費」、「お祭り費用」を収める 等、
発電事業者ができる **「地域との共生」 の形はいろいろと存在**する。

# ４．発電事業における様々な場面と目指すべき姿

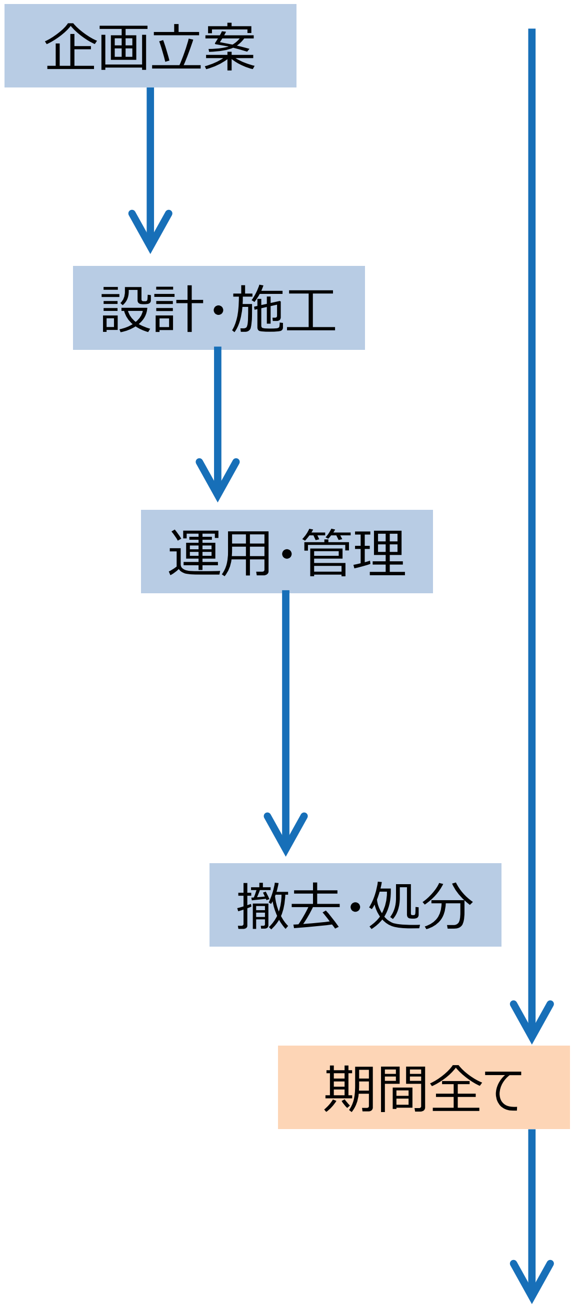


**①コミュニケーション不足の解消**

計画段階から地域との良好なコミュニケーション構築（地域住民の声を尊重し、地域と共に事業を推進する姿勢で臨む）

**②立地場所の適切な選定**

災害発生・自然環境に十分配慮した立地場所選定と開発計画による安全・安心の確保

**③関係法令遵守違反の撲滅**

法令順守は当然ながら各種ガイドラインを踏まえた開発と事業運営の徹底（不備が見つかれば直ちに改善を実施）

**④適切な事業実施**

地域に配慮した事業運営と適切な維持管理により長期安定稼働を実現

**⑤適切な廃棄**

将来のリプレースや設備廃棄を適切に実施するための事業計画・資金計画の策定と実施（外部積み立て含め）

**⑥地域経済等への貢献**

地域の雇用・経済にも貢献する地域の為の発電所（開発・建設・運転での雇用創出、経済波及効果に加え、地域のエネルギー自給率向上、脱炭素化、災害時の電源としての貢献）

# 5．地域との共生・共創をより強力に推進するための「これからの取り組み」

■地域と国に裨益する太陽光発電の『あるべき本来の姿』に近づけるためには、事業者による責任ある主体的な取組は当然のことながら、**関係省庁、自治体、地域住民を含む全てのステークホルダーによる積極的な関与が不可欠**だと考える

■地域との共生・共創をより強力に推進し、『**あるべき本来の姿』 を実現するための 「望ましいこれからの取り組み」 とは何か**を、JPEAとしても考え検討を進めている

これからの取り組みについて、「新規開発案件」 と 「稼働済既設案件」 ごとに整理した

（1）新規開発案件 ⇒ **企画立案から運転開始** までにフォーカス
（2）稼働済既設発電設備 ⇒ **運転開始から設備廃棄** までにフォーカス

# 5.1.　新規開発案件の「これからの取り組み」

## (1) 新規開発案件に対応した「望ましいこれからの取り組み」

**<現状認識と課題>**

➢多大な造成費のかかる開発は、事業採算の観点から大きく減少する見込み。
　→課題　**・地域との共生の観点でより望ましく造成費を低減すること**
　　　　　**・荒廃農地・耕作放棄地等の未利用地の活用、自家消型費太陽光の推進**

➢コーポレートPPA等、需要家が直接関わる事業形態の普及が見込まれ、需要家による監視・チェック体制が機能することで、地域との共生が進むことが期待される。
　→課題　**・如何にスピード感をもって、需要家が直接関わる事業モデルの普及を図るか**

➢地域においては、太陽光発電設備の設置を規制する条例を導入する自治体が増えており、新規案件の開発は従来のように容易ではなくなりつつある。
　→課題　**・自治体による規制強化と、地域主体の再エネの導入促進とをどう両立させるか**

➢国の**法令遵守ができる事業者しか事業に携われない**環境であり、更に規律徹底が必要。

➢電気事業法の改正により、**50kW未満の設備に関しても 「使用前自己確認」 が義務付けられ**、小規模太陽光の安全・安心が大きく改善されることが期待される。
　→課題　**・どのように「使用前自己確認」を全事業者に徹底させ、新しい制度の実行性を高めるか**

**<望ましいこれからの取り組み>**

**企画立案から設計・施工、運転開始までの期間にフォーカス**し、事業者、地域・自治体、国のそれぞれの役割という観点での検討が重要

# 5.1.　新規開発案件の「これからの取り組み」

JPEA

## ■新規開発案件に対応した「望ましいこれからの取り組み」の事例

| あるべき本来の姿 | 望ましいこれからの取り組み<br>事業者 | 望ましいこれからの取り組み<br>自治体・地域 | 望ましいこれからの取り組み<br>国 |
|---|---|---|---|
| 計画段階から地域との良好なコミュニケーション | 地域住民の声を尊重し、地域と共に事業を推進する姿勢で臨む | 事業者と地域住民とのコミュニケーションを促進するための環境整備 | コミュニケーション促進のための自治体への支援 |
| 災害発生・自然環境に十分配慮した立地場所選定と開発計画による安全・安心の確保と再エネ導入促進が両立 | 法令遵守は当然ながら各種ガイドラインを踏まえ、災害発生・自然環境に十分配慮した開発計画と設計・施工 | 温対法に基づく、適切なゾーニングによる禁止区域と促進区域の設定。宅地造成及び特定盛土規制法等による安全対策強化。 | 温対法に基づく、適切なゾーニングの設定を推進する自治体への支援。宅地造成及び特定盛土規制法等による安全対策強化。 |
| 地域との共生の観点でより望ましく造成費を低減でき、荒廃農地・耕作放棄地等の未利用地が最大限活用されている | 荒廃農地・耕作放棄地等の未利用地のコスト効率的活用を地域と共に推進 | 荒廃農地・耕作放棄地等の未利用地の活用を促進するための環境整備 | 荒廃農地・耕作放棄地等の未利用地の活用を促進するための自治体への支援・制度的環境整備 |
| 地域の雇用・経済、レジリエンス強化に貢献する地域の為の太陽光発電所 | 開発段階における地元企業の活用や、営農型（ソーラーシェアリング）・屋根置等の自家消費型太陽光の推進。地域新電力とのコラボレーション。災害による停電時に地域に電力を供給できるシステムの導入。 | 地域・地域住民が新規太陽光発電事業に主体的に関われるような仕組みや、地域の金融機関の活用を事業と共に考え推進 | |

# 5.2.　稼働済既設案件の「これからの取り組み」

## (2)稼働済既設案件に対応した「望ましいこれからの取り組み」

**＜現状認識と課題＞**

➢稼働済既設案件は、２017年4月施行の改正FIT法の前に認定された設備が多い。

**・地域との共生に関して問題を抱えた案件が存在している**

・中には法令順守が疑われる案件もある

→課題　・法令の改正だけでは改善が難しく、**地域との共生を推進する場合の最大のハードル**

➢JPEAでは、「地域共創エネルギー推進委員会」 を昨年立ち上げて、稼働済み案件の自主保安や施工不良の是正等の推進に取り組んでいる。

昨年夏より全国各地の発電設備（低圧/高圧/特高）の実態調査を実施中で、調査結果を踏まえ「安心・安全」な設備への是正改善を含めた対応策を検討していく。

**＜望ましいこれからの取り組み＞**

**運転開始から、設備運用・管理、設備撤去・廃棄までの期間にフォーカス**し、事業者、地域・自治体、国のそれぞれの役割という観点での検討が重要

# 5.2.　稼働済既設案件の「これからの取り組み」

JPEA

## ■稼働済既設案件に対応した「望ましいこれからの取り組み」の事例

| あるべき本来の姿 | 望ましいこれからの取り組み：事業者 | 望ましいこれからの取り組み：自治体・地域 | 望ましいこれからの取り組み：国 |
|---|---|---|---|
| 発電事業の終了までの期間、地域の安全・安心が守られ、エネルギー自給率の向上と脱炭素に貢献している | 定期的な自主点検、地域に配慮した事業運営と適切な維持管理により長期安定稼働を実現。不備が見つかれば直ちに改善を実施。 | | 民間事業者による自主点検や、法令遵守を後押しする仕組み・制度の導入 |
| 発電事業終了後の設備撤去・廃棄においても地域の安心・安全が守られている | 設備廃棄を適切に実施するための事業計画・資金計画を策定し、国の制度である外部積み立てを着実に実施 | | 廃棄費用の外部積み立て制度の円滑・着実な運用 |
| 地域の雇用・経済、レジリエンス強化に貢献する地域の為の太陽光発電所 | O＆Mにおける地元住民・企業の活用や、地域新電力とのコラボレーション。災害による停電時には地域に電力を供給。 | 小規模太陽光をエリアで纏めてO＆M（含む草刈り）を地元企業が提供できるような仕組みの構築 | 卒FITの設備について、地域と共生した長期安定稼働を促進する仕組みの検討 |

# 6．長期安定稼働を実現するための環境整備について

■国・自治体への要望や提案

JPEAとして、計画、運用、運転終了後のそれぞれのステージにおける課題について、国や自治体に要望や提案をすることで、適切な地域共生・共創が構築できるようにしたい

（１）計画から運用まで

➢地域とのコミケーションや対話をより実施しやすくする仕組み作り

太陽光発電は、発電規模や設置環境など多岐にわたるので、地域との様々な事前コミニケーションが必要。

・規模や環境に応じた、合意形成のための指針等の明確化

・関係規制を横ぐしで対応できるような、国・地域自治体でのワンストップ対応

➢太陽光発電の立地に関する正しい理解促進

太陽光発電設備の立地場所による影響については、地域での適格な情報に基づき、地元の理解が進むよう、国や自治体等から適格な情報発信が重要。

事業者においては、地域特性に応じた災害対策や、自然環境に配慮した計画とすることで安心安全への懸念に応えることができる。

# 6．長期安定稼働を実現するための環境整備について

JPEA

（2）運転開始後から廃棄まで

➢関係法令違反の懸念払拭

各種法令の遵守は義務であり、各種ガイドラインを踏まえた開発は不可欠。

・事業者による自主管理も含め、厳格に管理・監督する仕組は重要

・不備が見つかれば直ちに改善を実施することも必要

➢優良な事業者の認定や、模範的な再エネ事業の開発を促進

地域共生・共創型の再生可能エネルギーの優良事業者に対して表彰制度や優遇制度の設定。

➢中小規模案件について事業者格付けによる市場の健全化を促進

JPEA発電事業者評価ガイドを基準にした民間主導の格付け制度（検討中）について、将来的には国や自治体が推奨する仕組みとして機能させたい。

➢FIT 終了後案件の長期電源化

例えば、FIT 買取期間終了後の設備について、自治体や地域住民を含む事業体等が継承し長期稼働させるような、地域に根差した取組みを国が支援するような制度の導入。

# ６．長期安定稼働を実現するための環境整備について

JPEAとしては、社会電源インフラを支えていくためにも、
**FIT買取期間終了後も設備を活用する環境整備が重要**　と考えている

FIT買取期間終了後の設備を活用するための環境整備

FIT買取期間終了設備の継続運転は、国民負担もなく、電力コストの低減・脱炭素化への貢献がより高まる。
買取期間終了を迎える発電設備に対しては、事業者による再投資・リパワリング（リプレース等）を後押しするために、優良発電事業者による事業用設備の集約化促進、スマート保安の普及促進、アグリゲーターの育成などの施策が望まれる。

また、発電された電力の地域内消費向上と地域のレジリエンス強化を推進するような託送料金割引制度、再エネ活用企業の誘致、マイクログリッド構築などの施策が有効と考えられ、推進されることを期待する。

# 7．JPEAとしての今後の取り組み強化

JPEAでは、本年8月18日に、幣協会の発電事業者連絡会でとりまとめた「発電事業者の自主行動原則」をホームページに公開し、これらの行動理念・行動原則に沿って事業活動を進めていくことを表明いたしました。

また、国の検討会で先にとりまとめられた、『再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理の在り方に関する検討会』提言案では、以下の考え方が示されています。

「法令違反の発生を未然に防止することを前提とし、違反が生じた場合、速やかに解消させることも意識しながら、既に再エネ特措法の認定を取得している案件や稼働している案件に対する対応と、新規の案件や非 FIT・非 FIP 案件に関する対応とで、必要に応じて分けて検討を行っている。
その際、適正な事業者への過度な手続負担とならないよう留意するとともに、優良な事業者の取組についてはグッドプラクティスとして横展開を進めるなど、措置対象の性質も念頭に置きながら、法令・予算等の多様な政策ツールの中から、適切なものを念頭に整理を行っている。」

JPEAとしては、上記考えに賛同し、優良な事業者の取組については、積極的に横展開を進める等、「やるべきこと出来ること」に最大限取り組んでいきます。
太陽光発電の健全な普及が、エネルギーの長期安定確保と脱炭素化、そして経済の好循環をもたらし、地域のレジリエンス強化と豊かな経済社会の実現に寄与することを目指し、JPEAとしての取り組みを強化してまいる所存です。

# （参考１）地域共創エネルギー推進委員会

〇JPEAは、2021年4月に「**地域共創エネルギー推進委員会**」を新たに立ち上げ、
**太陽光発電が地域と共に創るエネルギー**として発展していく姿を目指している。
〇具体的な取り組みは、低圧設備（10kW～50kW）を含む**事業用太陽光の検査や格付けの仕組み、健全化に向けた自主保安・施工不備の是正等**を検討している。
〇進めるにあたっては、国や自治体、業界関係者とも協議しながら取り組んでいる。

①太陽光発電所の安全性とそれに伴う「地域に暮らす人々の安心」の確立

FIT制度開始時より大量に導入された事業用太陽光発電設備においては、一部で低い安全品質の設備も存在している。それらを含めた既設導入済み設備に対する安全性と安心の確認・確保・確立を行うとともに、太陽光発電設備へのネガティブな認識を払拭し、今後新設される設備についての導入拡大の加速を可能とする。

②地域において必要不可欠なエネルギー（電源）として、その貢献性の確立

地球環境問題等の解決策として、また災害時のレジリエンスの為のエネルギーとして、クリーンな地産地消・地域貢献型分散電源という「本来の姿・役割」を果たすべく、様々な貢献ベネフィットを提案、明確化し、地域や社会に向けて発信。
地域の人々自らが、その電源を必要とし導入拡大の当事者となってもらえる基盤を醸成する。

上記2点を中心に、地域に寄り添い、地域と共に創り出す 「草の根型共創エネルギー」としてのあり方の検討、政策等への提言・確立が本委員会の目的

# （参考１）委員会の取組み

## ①適正発電所の選別

具体的な取組
・低圧設備（10～50kW）を含む事業用太陽光の検査や格付けの仕組みの検討
・健全化に向けた自主保安・施工不備の是正等の検討

◆**「長期安定稼働/安全・健全な太陽光発電/地域共創を判断できるシステム」**
の概念を作り、関係者へ広めていく。

◆**運転中の適切な保守管理やリパワリング実施により、発電設備の長期稼働が可能となることで、太陽光発電業界のステークホルダー全体が良い方向**になることを
定量的に説明する。
①太陽光発電設備は、適宜メンテナンスやリパワリングを実施すれば、FITの20年間だけではなく30年以上の長期稼働も可能。
稼働中は、燃料費なし、適切なO&M費用だけで、貴重な電気を生み出す。
②保守管理で設備の状態を良好に維持することで、セカンダリー市場を活性化し、地域に受け入れられ貢献できる 「あるべき本来の姿」 のエネルギーに戻すことができる。

◆**「違法・不適格・調査・取締り制度」について、○ or ×　の定義案**を検討・作成し、
行政に提案する。

# （参考１）委員会の取組み

## ②地域との連携

◆地域との共生のため、良好な関係を構築し維持することを目的とした、開発時の住民（周辺）説明や、運転開始後の交流は重要であり、今後も推進していく。

・自治体や自治会と連携

・建設業者やO＆M事業者と連携

◆地域に対し、発電事業の持つ意味、事業がもたらす地域への貢献内容、事業の安全性を十分に説明し理解を得たい。

＜地域との共生を図る取り組み事例の一部＞　・・・　これ以外にも多数事例あり

【売電収入の一部寄贈】

・地域の公益財団法人に「環境啓発支援協力金」として毎年売電収入の一部を寄贈

・支援金を基に地域住民に対して環境問題啓発活動を実施

【地域住民・業者との連携】

・自治会への参加と近隣住民への配慮

・除草、除雪作業に地元業者やシルバーセンターを起用

・見晴台や街灯、非常用電源を設置し周辺環境整備

# ＜具体例＞寄贈と環境活動

JPEA

○売電収入の一部寄贈と環境活動

地域の公益財団法人に「環境啓発活動支援金」として、毎年売電収入の一部を寄贈

⇒ 支援金を基に、公益財団法人は地域自治体と連携し、地域住民に対して環境問題啓発活動を実施

（例）滋賀・矢橋帰帆島メガソーラー発電所

- 所在地：滋賀県草津市矢橋町
- 運転開始：2015年11月
- 公益財団法人は、滋賀県、草津市、大津市等と連携し、地域住民に対して環境問題啓発活動を実施
- 写真は2017年8月の地球温暖化防止セミナー

# ＜具体例＞近隣への配慮

○自治会への参加と近隣住民への配慮

地元住民の方々の要請に応じ、
「自治会費」や地域行事への
「協賛金」を協力
⇒自治会費は街灯設置や公園
　整備等の地域の生活環境の
　向上に、協賛金はお祭り等の
　地域振興に役立てられている

ため池の発電所では「管理料」を支払うケースあり
（水門管理等に使われる）

自治体との協議により、
発電所敷地内の
井戸を保全した

# ＜具体例＞地元業者やシルバーセンターの起用

○地域の力活用

除草・除雪作業で地元業者やシルバー人材センターを優先活用

←
除草作業

→
除雪作業

# ＜具体例＞周辺環境整備

○見晴台や街灯、非常用電源を設置

発電所建設に合わせて周辺環境整備と地域への貢献のため、目的別に施設等を設置

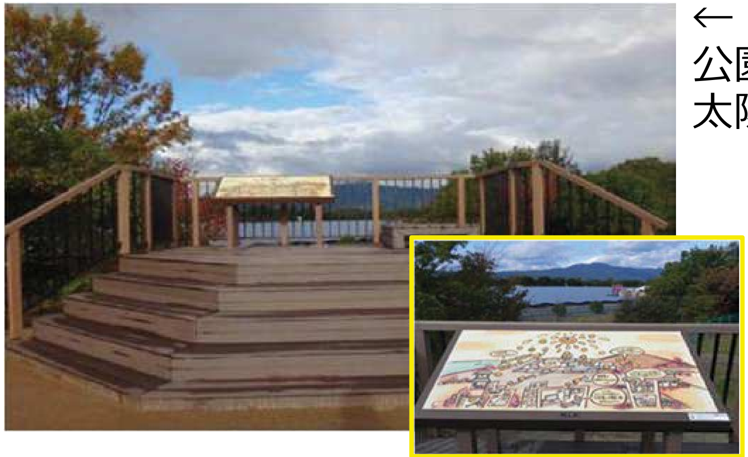

←
公園内に設置した見晴台と
太陽光発電説明看板

→
公園内バス停に設置した
太陽電池式の街灯と
時計台

←
太陽光発電＋リチウムイオン
蓄電池システム

→
非常用太陽光パネル

# （参考２）2021年度ポジションペーパー（抜粋）

JPEAは2030年125GWの実現に向け、「自ら考え行動する事業者団体」 として、
太陽光発電の普及拡大に資する取り組みを積極的に行うことについて、ポジションペーパーを発信した。

2021年ポジションペーパーにおける「共生」と「共創」について、以下に抜粋。

◆JPEAのスタンス

**「共生」から「共創」へ**

・地域社会の一員として、**「地域に求められるエネルギー」 を地域と共に創って行く**ことを目指す。
・改正温対法に基づく再エネ促進区域の設定（ポジティブゾーニング）の普及を通じて、**地域社会との「共生」はもとより、更にそれを進化させたエネルギーの「共創」**を目指す。
・地産地消型電源の普及拡大により、**緊急時対応力の強化**を目指す。

◆認識している課題

**2050年に向けて社会受容性の向上と確立が必要**

・自然災害に対する設備の安全性向上
・安全性に懸念のある設備（既設含む）の対策強化
・地域社会との「共生」を更に進化させたエネルギーの「共創」へ
・レジリエンス強化に関する成功事例の国民的理解の促進

# （参考２）2021年度ポジションペーパー（抜粋）

◆JPEAの取組

**「共生」から「共創」へ地域社会とのエネルギー共創・レジリエンス強化に向けた取り組みの強化**

・国との連携により、自然災害に対する**設備の健全性評価・安全対策等を推進し、設備の安全性向上**を図る。

・安全性に懸念のある事業用太陽光発電設備（既設含む）に対し、**安全対策等のガイドライン（定期検査制度）を国と共同で策定**し、安全・安心な地域社会に貢献する。

・地域との**「共生」を更に進化させ、地域社会とのエネルギーとのエネルギーの「共創」・レジリエンス強化における成功事例**等を、JPEA会員各社を含めた関係者へ展開し、地域社会との調和・連携を目指す。

◆太陽光発電の普及拡大に向けた国への要望

**低圧太陽光発電所のガイドラインの共同策定**

・高圧・特別高圧のような厳格なルールが存在しない低圧太陽光発電所に対して、安全対策・長期安定稼働等の観点から、**「PV版定期検査制度」のような仕組み作り**が必要となるため、法律等を活用し実効性を高めた制度について国との共同策定を要望する。